

●松江市京店カラコロ広場及び旧日銀松江匠工房指定管理者公募に係る質問及び回答（令和4年7月7日受付分）

質問事項	質問内容	回答
<p>仕様書2ページ 防火管理者の配置について</p>	<p>防火管理者を配置するのは、令和5年4月1日から必要なか（カラコロ広場のみ管理運営する期間も必要なのか）、それともカラコロ工房がリニューアルオープンしてから配置すれば良いのか。</p>	<p>令和5年4月1日から防火管理者の配置が必要になります。 カラコロ広場の敷地内には防火管理者を定めなければならない防火対象物（テナント4店舗）があるため、敷地を管理するものとして防火管理者を配置する必要があります。 ※防火管理者資格講習につきましては、一般社団法人島根県消防設備協会のHPをご覧ください。 http://www.syoubounet.jp/shimane/g2_3.html</p>